

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 第4回美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会
- 2 開催日時 平成26年10月14日（火）午後2時00分から午後4時10分まで
- 3 開催場所 美里町役場3階会議室
- 4 会議に出席した者
 - (1) 委員
委員長 塩野 悦子、副委員長 渋谷 芳和、委員 青木 英治、澤村 美香子、伊藤 努、佐藤 淳一、鈴木 一子、田中 由喜子、鈴木 恵美子、今野 由利子、笠原 房子、
 - (2) 事務局
子ども家庭課 課長 安部 直司、参事 奥山 俊之
 - (3) その他
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
議事（1）子ども子育て支援新制度に関する各種事業等の基準について
（2）教育・保育の「量の見込み」について
（3）今後のスケジュール及び会議の進め方について
（4）その他
会議 公開
- 6 非公開の理由

- 7 傍聴人の人数
0人
- 8 会議資料
資料1 子ども・子育て支援新制度に関する各種事業等の基準の美里町基準案
資料2－1 教育・保育の「量の見込み」の補正に関する報告書
資料2－2 量の見込み並びに確保の内容及びその実施時期（教育・保育施設、地域型保育事業）

資料3 今後のスケジュール及び会議の進め方について

参考資料1 保育所と幼稚園と認定こども園との比較表

参考資料2 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

冊子 子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK

9 会議の概要

開会 奥山参事 進行 奥山参事

定刻になりましたので、ただいまから第4回美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会を開催いたします。本日は、皆様お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。本日、委員11人中11人の委員の出席をいただいておりますので、美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会条例第4条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要でございますけれども全員出席ということで、本日の定足数を満たしていることを報告いたします。

委員長あいさつ

進行 塩野委員長からご挨拶を頂戴いたします。

塩野委員長 皆様こんにちわ。本日は台風が明けたさわやかな日となっております。ゆうべ宮城大学の教員のお子さんと、3人目の赤ちゃんが生まれました。よく泣く赤ちゃんで、赤ちゃんでもそれぞれ個性があるんだなあともまたこのたび実感しております。今後子どもを育てていく、支援していくうえで、一人ひとりの個性を伸ばすことが大切だと思っております。今日は第4回の子ども・子育て支援事業計画策定等委員会ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

進行 事務局から、ここで会議の次第にはありませんが、当委員会の会議運営について委員の皆様にはお諮りさせていただきたいことがございます。「美里町附属機関等の会議の公開に関する規則」第15条に「会議録の作成」では、会議録を作成し、当該会議に出席した2人以上の附属機関等の委員の署名を得なければならない。とあります。本日の署名委員には、青木委員と今野委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。はい。議事録の公開についてであります。会議の議事録及び資料は、後日委員に署名を頂戴したうえで、町のホームページに公開させていただくことを了承願います。

議事 議長 塩野委員長

委員長 それでは議事に進んでまいりたいと思います。本日は大きく2点の議事がございます。まず1つ目は、「子ども・子育て支援新制度に関する各種事業等の基準」の美里町基準案についてです。それではこの件につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(1) 子ども・子育て支援新制度に関する各種事業等の基準について

安部課長 なるほどBOOK、資料1をもとに説明。1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の説明。小規模保育事業（C型）の差替え。国の基準のとおりとさせていただきたいと思います。皆様のご意見を伺いたいと思います。

委員長 はい、では皆様のご意見を伺うことにします。只今のご報告で国の基準に従う、参酌は、ほぼ国の基準のとおりで美里町基準案は示されておりました。何かご質問やご意見おありでしたら。はい、お願いいたします。

青木委員 はい。保育施設の屋外遊び場のところですが、付近の代替地の利用可となっていますが、近くの公園や他の学校の校庭になると思いますが、付近の定義が保育施設から何メートル以内とか基準が定められているのですか。

安部課長 はい、あります。

青木委員 どのくらいですか。遠いと外遊びがさせずらい施設がでてくるのではないかと思います。

安部課長 少し時間をください。

青木委員 もう1点よろしいですか。事業所内保育事業10ページの保育所型の設備のうち保育室等の広さについて、満2歳未満児のところですが、乳児室又はほふく室で、1人1.65㎡以上と1人3.3㎡以上の基準が2つありますが、狭い基準がプラスされているのは。小規模型の基準ではないため、この基準は狭くてもよいという理由は何かあるのでしょうか。狭い基準がプラスされているのはなぜなのでしょう。わかればお願いします。

塩野委員長 はい、ありがとうございます。お答えやすいところからで結構です。

安部課長 すみません。まず、事業所内保育事業については、「又は」の字句を削除してください。乳児室は幼児1人につき1.65㎡以上であること。ほふく室は幼児1人につき3.3㎡以上であること、となっております。大変申し訳ございませんでした。

青木委員 同じ事業所内保育事業の小規模型は、乳児室のみの基準がないということですか。

安部課長 小規模型につきましては、満2歳未満児の乳児室又はほふく室は1人3.3㎡以上、満2歳以上児は1人1.98㎡以上となります。

青木委員 はい、わかりました。

安部課長 距離ですが、具体的な距離はでておりませんが、一般的に5歳未満の3歳から5歳の幼児が歩いていける、見える範囲内の距離と認識しております。

青木委員 具体的にしなければ厳しく、参酌ですよね。であれば、決めてもいいの

かなと、わかりやすくしたほうがいいと思います。この辺の話ではないのですが、施設側でも子ども達の安全を考慮してのやむを得ずということだとは思いますが、一日中狭い部屋で保育せざるを得ないという保育所に預けているという知り合いのお父さんお母さんから話を聞くものですから。そのへんをうまくできればいいかなということがありましたので。ご提案でした。以上です。

塩野委員長 はい、ありがとうございました。ある程度柔軟に考えていただけるのではないかと思いますけども。雨が降った時に子どもが風邪をひかない程度の距離ということなののでしょうか。その他ありませんでしょうか。

私のほうからですが、家庭的保育事業の家庭的保育補助者ですが、保育する職員が登場してくるわけですが、市町村が行う研修を修了した者と定めてありますが、すでに美里町で何か研修を行っているのでしょうか。

安部課長 現在のところは美里町で研修を行うことはございません。市単位の事業になっておりますので、この辺でいいますと大崎市を中心とした研修となると思うのですが、大崎管内、県主催の研修としてとらえてもらえかと思います。

塩野委員長 県のほうでは、行っていますか。

安部課長 県で実施しております。先日も県から研修の案内がありましたが、今後研修がある場合につましては、関係者の方にお知らせしながら対応していきたいと思っています。

塩野委員長 保育士はきちんと勉強をなさってきた方達ですが、補助者はお子さんが好き、ご自分の育児体験があるということで適正な方であると思いますけれども研修は質を高めるためには重要であると思いますので、委託して行うことができるのであれば非常によろしいかなと思いますけれども。

安部課長 県主催の研修会につきましては先ほどもお話しをしましたが、関係者へお知らせしながら研修会に参加してもらうというかたちにしていききたいと思います。

塩野委員長 基準の話ではないのですが、冊子が町の方々に渡されると思いますが、家庭的保育などをやってみたいと思ってくれる方がでてくるといいなと思いますが、そういう方々に情報提供を町として何か考えているのでしょうか。仙台市ですと保育ママをやっている方がおり動いていますが、これからできるところなど情報も少なくどうしたらいいのかと、今後どんなふうに進めていったらいいのかと、わかる範囲でお願いします。

安部課長 家庭的保育事業に興味のある方がおりました。資料を用意しており待っておりましたがその後いっしょにいませんでした。基準がきまりましたので、次回お示ししながら積極的に事業にはいっていただくように促していきたいと思っております。家庭的保育事業等を始めるときはいいのですがやめる場合、本人が病気になった場合、2人で行っている場合相手方が病気になった場合について、受け入れしている児童の受け入れ先を事前に確認しておかないとやめるにやめられない状況になってしまいますので、家庭的保育事業につきまして心配される材料があります。手をあげる方については積極的に支援していきたいと思っております。

塩野委員長 その他いかがでしょうか。はい。

澤村委員 食事の面ですが、外部搬入が認められる特例があります。この近辺にそれらを満たす施設があるのでしょうか。

安部課長 ないです。社会福祉法人とか特別養護老人ホーム等がありますが、そのような施設が参入してきた場合について対象になるのかなと考えております。

澤村委員 町が外部搬入の業者を認可するのではなく、事業主が該当するところを見つけてきて直接経営するとなるのですか。

安部課長 いいえ、自分の施設で行わなければなりません。

澤村委員 自分の施設で、ですか。外部搬入についてですが。

安部課長 外部搬入について。

澤村委員 提携施設となりますか。

安部課長 社会福祉法人ですと自分の施設で小規模保育事業を始める場合について、自分の施設から直接搬入となります。食事の提供がネックとなっています。

奥山参事 今の傾向といたしまして、特別養護老人ホームでは施設内で調理を行っておりますが、施設の職員ではなくて、外部の仕出し事業者といいますか給食調理員事業者を委託する方向に進んでいると見受けられます。社会福祉法人の職員として調理業務を行う方々がおりましたが、だんだんと委託業者になってきております。ただ、ひとつの会社で行いますと事業者の調理員としてその施設の中で食事を提供している。ある意味、乳幼児向けの栄養管理をきちんとした食事をその業者がしてくれるかどうかというところで、外部搬入がとなるのかと思いますが、実際は非常にむずかしいと思います。小規模保育事業となりますと、食数も限られた食数になりますし、そのへんをどのようにクリアしていくのかそれによって小規模保育事業を行いたいという事業者がいた場合でもそのあたりがネックかなと思います。

塩野委員長 では、次に移ります。

安部課長 ただいまの家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準については、国基準のとおりでよろしいでしょうか。確認をお願いします。

塩野委員長 はい、美里町の基準案がありますが、すべてこの案のとおりでよいでしょうか。

他委員 はい。

塩野委員長 ではこの案のとおりでお願いいたします。

安部課長 つづきまして、2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、参考資料2をもとに説明。

塩野委員長 運営に関する基準で非常に重要な部分となります。これに関して、ご質問やご意見ございますか。はい、お願いします。

澤村委員 負担額は今までどうりでかわらないのでしょうか。

安部課長 保育所の保育料と幼稚園の保育料は、なるほどBOOKをご覧ください。15、16 ページにあります。上段にありますが幼稚園、認定こども園は、所得に応じて町県民税の課税の状況にあわせたかたちで保育料を定めるということになります。下段にありますが保育所、認定こども園、小規模保育は3歳以上と3歳未満、保育標準時間と保育短時間の4つに分類して国の基準以下に設定することになっております。今考えているところは、保育料は現行とかわらないような範囲で定めていきたいと考えております。幼稚園、認定こども園につきまして、新制度導入前と新制度導入以降がでていますが、所得に応じてあがる方、さがる方がでてくるのではないかと思います。多子世帯の保育料の軽減ですが、保育所、幼稚園できょうだいで利用する場合のカウントのしかたですが、年長から2人目が半額、3人目以降は無料となりますが、幼稚園につきましては、小学校3年生以下、保育所は小学校に入る前を第1子とカウントして第1子、第2子となります。今まで幼稚園は4月から定額の金額でしたが、保育所保育料については市町村民税と所得税で保育料が決定しておりましたが、新年度からは16ページの下段のとおり、毎年9月から保育料の切り替え時期となります。所得によって上がる方、下がる方がいると思います。

澤村委員 幼稚園、認定こども園で保育料が大幅に上がる方がいるのですか。

安部課長 そのへんは教育委員会のほうになりますので。町が判断して保育料を設定していくことになっております。現行水準を大幅に上回らない設定になるのではないかと思います。幼稚園を利用して、給食代、預かり保育料を合計しますと月に17,000から18,000円位になります。おやつ代を含めまして20,000円弱と考えていただければと思います。

塩野委員長 きょうだいがおおければお得になります。そのほかに何かあります

か。なければ、美里町はすべて国基準のとおりと定めておりますが、このとおりでよろしかったでしょうか。

他委員 はい。

塩野委員長 2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましても美里町基準案を決定したいと思います。

安部課長 3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、なるほどBOOKの8ページで放課後児童クラブとっているものです。今まで保育所に入所していた、あるいは幼稚園の預かり保育を利用していた児童が小学校に入りますと、家庭の状況で家に帰っても面倒をみる人がいない児童が放課後児童クラブを利用することができます。美里町では児童館で行っております。対象児童が小学校6年生までとなっておりますが、各放課後児童クラブの施設の状況、指導員の状況等に応じて各施設で決めて構わないことになっていきます。資料1の説明。不動堂児童クラブは現在70数人で部屋は4教室ありますが、班編成をして2つに分けて対応しています。開所時間は現在、土曜日、長期休業期間中は8時から19時までとなっておりますが、町外へ勤務している保護者から開所時間を7時からと早めて欲しいと要望があります。開所時間につきましては、事業所ごと地域の実情を考慮しながらそれぞれ定めてよいとなっております。これらを考慮しながらみなさまにご意見をいただきたいと思います。

塩野委員長 はい、ありがとうございます。では、ご意見やご質問ございませんでしょうか。

青木委員 現在の放課後児童クラブの運営はすべて美里町が運営している状況ですか。

安部課長 はい。そうです。

青木委員 今後は事業者が参入する可能性があるということなののでしょうか。

安部課長 これからは探していくことになります。

青木委員 探していくということですか。6年生まで預かれる事業所を。

安部課長 各施設に応じて6年生までとなります。実情は部屋の広さによります。今年度は部屋の広さにより受入れできる施設につきまして4年生までとしている施設があります。当初不動堂児童クラブの児童数が80人でした。実情は指導員を募集してしても応募がなく困っています。勤務している方に対して負担をかけている現状です。目安は指導員児童10人に対して1人と考えております。

青木委員 指導員が増えれば、例えば不動堂地区の児童館でも職員が増えれば部屋の広さによって増やすことができるのですか。

安部課長 80人が限界です。

青木委員 あらたにというところには、となりますよね。

安部課長 保育室が3・4・5歳を基準にした保育室ですので、ましてや6年生までとなりますと、教室がかなり狭くなります。それから6年生と1年生ではきょうだいでない限りは活動や考え方とか、6年生となりますとかなりおとなの考え方をもっている児童もおります。現実的には小学校4年生以降につきましてはそれぞれ塾に行くとか、はじめは入所するといった児童がまったく来なかったりということがあります。きょうだいで入所しているケースについて4年生は来ているということですが。

青木委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

安部課長 開所時間について、8時を7時にして欲しいと、学校では朝7時30分からです。施設ごとに決めてよいとなっております。保護者の就労や通勤時間を考えますと7時と。7時からの受け入れについて各施設の職員に聞いたところ辞めるという方もおります。自分の家庭の子育てをしながら保育所や幼稚園の預かり保育を頼んでいるため7時からでは対応できないと、そのような方が結構いらっしやいまして。7時から一斉となりますと、5つの放課後児童クラブでは対応に苦慮しているところであります。

澤村委員 指導員が集まらない理由は为什么呢。大変な仕事なのでしょうか。

笠原委員 7時から、夜7時までの勤務が大変でそれが大きな理由です。子育て終了した方達は大丈夫でしょうけど。あとは賃金単価です。周辺の市町との単価の差があるためですか。

青木委員 子育てを終了した方を朝7時から9時までの時間帯をパートタイムでやっていただくとか。そのような可能性というのはありますか。

安部課長 今考えていますのは、シルバー人材センターにと考えています。7時から9時までの時間を。

鈴木(一)委員 幼稚園、保育所でも朝の時間帯をパートにお願いしていますが、子育てを終了した方でも家庭の状況によって急に勤務できない場合もあり、その準備をしなければならず、保育所や幼稚園はこども相手が大変であるということがありますがけれども、小学校に上がった子どもさんについて、われわれがみても遊ぶのがダイナミックであり、失礼ながらきちんとした目をもった方がみていただけないと不安があると大きいと思います。そのような事も含めてこちら側でお願いしてもよい返事をもらえない面があります。

塩野委員長 なかなか適任者がいないということですが、おおっぴらにお兄さんの存在でないことを子ども達にもわかってもらい、シルバー人材

センターから来るということを理解してもらう。ただお若いですが、転んだりされたら今度また違うことになりますから。何か町の特徴を生かして何か方法論があるといいのですが。そうじゃないと、まず自分が出かけて、子どもに鍵をもたせて、後からいってらっしゃいということになってしまいますから。親御さんが先に家を出ることになりますから。ご自宅からの距離がどのくらいあるのか。暗い道や人けのいない道などがあると、最近ぶっそうですし、行き帰りの問題もありますし。皆さんは送り迎えになりますか。

笠原委員 はい、送迎が基本になっています。

塩野委員長 送迎ですか。

笠原委員 朝自分で歩く分には時間が遅くても大丈夫だと思いますが。送迎が基本なので、きょうだいがいると時間差があり大変だということです。

塩野委員長 何かひとつ工夫してもらいたいと思います。受け入れ時間が 8 時では中途半端な時間ですので、朝すこしでも早めの開所が望まれるところかなと思います。

安部課長 はい、わかりました。

塩野委員長 今回示されております基準案でよろしいでしょうか。

他委員 はい。

塩野委員長 では、基準案どおりでよろしくお願ひしたいと思います。

安部課長 4. 保育の必要性の認定に関する基準について、資料 1、16 ページなるほど B O O K の 13、14 ページの説明。町で定める項目が 2 点あります。①は保育の必要量が 48 時間から 64 時間の範囲内で保護者の労働時間で定めることになりますが、現行 1 ヶ月 48 時間以上で設定しております。1 日 4 時間以上で週 3 日以上、現行の基準を下限としたいと思います。⑩上記に類するものとして市町村が認める事由につきまして、国の基準の①から⑨まで網羅されておりますので、特に定めることはしないこととし、①から⑨までとして、保育の認定を行っていきたいと考えております。

17 ページの説明。

塩野委員長 保育の必要性の認定の関する基準につきまして、ご質問やご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。保育の必要性に関しましても、美里町の基準案でよろしくお願ひしたいと思います。

安部課長 説明資料 1 につきましては以上です。なるほど B O O K の 5、6 ページ、認定こども園の説明。

塩野委員長 議事（１）につきまして、以上でよろしいでしょうか。それでは議事（２）に移りたいと思います。教育・保育の量の見込みについて

ということをお願いしたいと思います。

奥山参事 (2) 教育・保育の「量の見込み」について、資料 2-1、2-2、1号~3号児童積算資料説明。

塩野委員長 はい、ありがとうございました。非常に今現在の数と今後の見通しといたしまして、現在と未来が少し数字的に数がみえてきたところでございます。それでは今のご報告に対してご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。はい。

青木委員 この量の見込みをみせていただいて、これに対して現状がどのくらい足りているのか足りていないのかという資料とか、今後の会議ですりあわせて何をどうしていったらいいのかというのを進めていくことになるのでしょうか。

奥山参事 そうですね、資料 2-2 でお示しております。この数字を用いて今回県へ報告しておりますが、必ず齟齬が生じてくると思われます。例えば、幼稚園の預かり保育で 120 人は 2 号認定のこども教育ニーズの位置づけとしましたけれども、そのなかで今現在幼稚園は保育所と同じように預かり保育を実施しております。毎年 4 月現在ですと待機児童がいないと聞いております。その意味ではある程度需要は満たしていると思われましても、実際に認可外保育所に入所して待機している児童もおります。その数を含めて充実させていく必要があると思います。今一番ネックとなりますのが、保育士の確保です。それにつきましては、美里町の非常勤保育士は県内でも 1 番高い賃金であります。それでもなぜ集まらないのかと申しますと、必要数を見込んでから募集となっており時期が遅かったため、もうその時期には既に決まっております集まらないということで、平成 27 年度に向け他のところが決まらないうちに募集をかけたいと考えておりまして、11 月初めもしくは後半には平成 27 年度の保育士の募集を考えております。それから放課後児童健全育成事業の利用児童 160 人程度の利用であります。60 人位増える可能性が高いと思われましますので、先ほど安部課長がお話ししたように指導員の確保をしていきたいと、確保することで不動堂児童館では面積的にはかなりきゅうくつな部分はございますが、他のところは若干まだ余裕がありますので、指導員の配置を今現在以上に増やすことによって受入れすることは可能であると考えております。ただし、計画であるためこの数字通りに動いていくということは断言できません。その部分について、保育士や指導員の確保によって対応していきたいと。ただ、病児保育やショートステイは美里町単独でおこなうことには無理があります。それについて今後大崎管内で話しをもちよりながら

対応していく方向に進めていくことができればと考えております。

塩野委員長 よろしかったでしょうか。

青木委員 はい。

塩野委員長 他にございませんでしょうか。時間もせまってまいりましたが、美里町だけの問題ではなく全国的に保育士と指導員不足は共通した課題でありますので、何か打開策が見えないと思いますけども、来年は早めに募集をかけていただくとか、こまかい努力をしていただき確保につとめていただきたいと思っております。それではよろしかったでしょうか。今後の計画に生かしていただきたいと思っております。それでは、議事（３）の今後のスケジュール及び会議の進め方について、よろしくお願いします。

安部課長 （３）今後のスケジュール及び会議の進め方について、資料３で説明。平成 26 年度についての説明。これから次回あるいは 1 月の次の会議には利用者負担の検討についてご審議いただきたいと考えております。それにつきましてご審議いただきました後、町長へ答申していきたいと考えております。先ほど奥山参事から説明がありましたニーズ調査の教育保育量の見込みの計の微調整をしているところであります。事業計画案につきましては、次回 12 月に委員の皆様にお示しいたしましてご意見をいただき、修正箇所がありましたら修正いたしまして次に確認していただくという流れで進めて行きたいと思っております。その後パブリックコメントの後、最終答申としております。スケジュールにつきましては以上であります。

塩野委員長 はい、ありがとうございます。では、その他となっておりますが、何かございますでしょうか。

その他

安部課長 先ほど奥山参事から話がありましたが、ファミリーサポートセンターです。アンケートをとりました際、自由記載欄にファミリーサポートセンターをつくって欲しいとありました。平成 27 年度に向けて取り組みしたいと考えております。内容について、なるほどBOOKの 10 ページの上段にのっています。ただ実施したいといってもそこに携わる人を見つからないと、保育士の経験のある人でないと対応できないということもありますので、そこがひとつの課題となります。平成 27 年度はファミリーサポートセンターを目玉にしながら子育て支援を実施していきたいと考えております。

塩野委員長 はい、ありがとうございます。資料は。

安部課長 どのようなものかをご覧ください。白石市で作成したものです。このようなことを手掛けていきたいと考えております。場所等も今検

討中でありまして、新たなところがみつかりそうです。そこで事務局を置きながら対応していきたいと考えております。

塩野委員長 はい、ありがとうございます。非常にうまくいくことを願っております。それでは、議事につきましては以上になります。ありがとうございました。

閉会のあいさつ

渋谷副委員長 本日は第４回美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会に出席いただきましてありがとうございました。今日委員さんからいただきましたご意見等は今後の計画のほうに反映させてまいりたいと考えております。本日は大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 年 月 日

委 員 _____
委 員 _____